

とくしま流域水管理協議会設置要綱

(設 置)

第1条 流域水管理計画（以下、計画という）の策定及び推進等にあたり、関係行政機関との連携強化を図り、総合的な取組として進めるため、「とくしま流域水管理協議会」（以下、協議会という）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行い、取組を推進するものとする。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) 計画の進捗に関すること
- (3) 計画の点検及び見直しに関すること

(組 織)

第3条 協議会は、別表1及び別表2に掲げる職にある者を委員とする。

- 2 別表1に掲げる委員は、徳島県知事が委嘱する。ただし、委員がその職を退いた場合、その効力を失う。
- 3 協議会の下部組織として幹事会を設置することができる。
- 4 幹事会は、各委員が、その所属する組織の中から指名する職員により構成する。

(委員長)

第4条 協議会には委員長をおき、委員長は、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総括し、協議会の議長となる。
- 3 委員長が不在の場合には、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(運 営)

第5条 委員長は必要に応じ、協議会を開催することができる。

- 2 委員長は協議会開催に係る連絡調整等のため、必要に応じ幹事を招集し幹事会を開催することができる。
- 3 幹事会の総括者は、委員長が指名する者とし、幹事会の議長となる。
- 4 委員長は必要に応じ、委員等以外の意見を聞き関係資料等の提出を求め、その他必要な協力を求めることができる。

(WEB 会議等)

第6条 協議会の開催は、運営に支障がない範囲内において、WEB 会議システム及び書面を用いることができる。

(事務局)

第7条 協議会に関する事務は、県土整備部河川政策課において行う。

(雑 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定めるものとする。

- 2 この要綱の改定については、協議会で定める。ただし、組織変更に伴う所要の変更については、事務局で改正し、協議会に報告するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 11 月 20 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年 10 月 24 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 4 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 とくしま流域水管理協議会（市町村・国）

職 名	備 考
徳島市長	
鳴門市長	
小松島市長	
阿南市長	
吉野川市長	
阿波市長	
美馬市長	
三好市長	
勝浦町長	
上勝町長	
佐那河内村長	
石井町長	
神山町長	
那賀町長	
牟岐町長	
美波町長	
海陽町長	
松茂町長	
北島町長	
藍住町長	
板野町長	
上板町長	
つるぎ町長	
東みよし町長	
徳島河川国道事務所長	
那賀川河川事務所長	

別表２ とくしま流域水管理協議会（県）

職 名	備 考
徳島県危機管理部長	
徳島県企画総務部長	
徳島県観光スポーツ文化部長	
徳島県生活環境部長	
徳島県こども未来部長	
徳島県保健福祉部長	
徳島県経済産業部長	
徳島県農林水産部長	
徳島県県土整備部長	
徳島県企業局長	
徳島県病院局長	
徳島県教育長	